

栄村自然環境保護条例
平成2年6月19日
条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、法令及び長野県自然環境保全条例（昭和46年長野県条例第35号）に定める場合を除くほか、栄村の自然の破壊を防止し、かつ、自然を回復することによって自然環境の保全に努め、現在及び将来の村民の快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然とは、大気、水、土壌及び動植物等を一体として総合的にとらえたもので、生物生存の環境となるものをいう。
- (2) 開発とは、ゴルフ場、スキー場、建物及びその他の工作物等の敷地の造成、その他土地の区画及び形質の変更、又は立木の伐採、建築物の建設（増改築を含む。）、水資源（温泉を含む。）の掘削等の行為をいう。
- (3) 公害とは、事業者の開発活動に伴って生ずる水質の汚濁、排液、騒音、ばい煙、大気の汚染、振動、悪臭、害虫の発生及び土壌の汚染等によって人の健康と生活環境が阻害されることをいう。
- (4) 事業者とは、栄村の自然環境に影響を及ぼす開発行為及びその事業活動を行う法人及び個人をいう。

(開発に対する基本的な考え方)

第3条 開発は、何等かの形で自然を損なうものであるから、何人も開発に当たっては、村民の生活環境を快適なものにするように心掛け、損なわれる自然を最小限にとどめなければならない。自然が損なわれた場合は、その回復を図らなければならない。

(村長の責務)

第4条 村長は、あらゆる施策を通じて、自然の保護と回復に最大限の努力を払い、自然環境を保全するとともに、公害の発生の防止に努めなければならない。

第5条 村長は、自然環境の保全に必要な大気、水、土壌及び動植物に関する調査研究、開発計画、公害の発生原因の調査及び監視に努めなければならない。

第6条 村長は、教育活動、広報活動等を通じて、自然の保護に関する知識の普及と情報の提供に努め、その重要性について村民の理解を深めなければならない。

第7条 村長は、栄村における自然の保護と回復に関して村民から提案及び意見があった場合は、速やかに必要な措置をとらなければならない。

(村民の責務)

第8条 村民は、自ら樹木及び樹林を維持し、水質汚濁及び公共の場所を汚染しないように努めるとともに、村の自然保護施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第9条 事業者は、開発行為及び事業活動を行うに当たっては、自然の保護と回復のために必要な措置をとるとともに、村の自然保護施策に協力しなければならない。

第10条 事業者は、開発行為及び事業活動を行うに当たって、生活環境に影響を受けるおそれのある村民に対し、あらかじめ開発計画及びその事業活動の内容を示して協議しなければならない。

(環境保全計画)

第11条 村長は、自然の保護を図るため、特定の地区について環境保全計画を立てることができる。

2 村長は、前項の環境保全計画を立てる場合は、あらかじめ当該地区の利害関係者及び栄村自然保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

(開発及び事業の届出)

第12条 開発及びその事業活動について、村長に届出を要するものについては、別に規則で定める。

(開発の規制基準)

第13条 村長は、自然環境を保護し、公害を防止するため、開発行為及びその事業活動について、規制基準を定めるものとする。

2 前項の規制基準を定めるときは、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。

(開発行為の中止命令及び勧告)

第14条 村長は、この条例に基づく規制基準に適合しないもの、若しくは自然環境の保全に支障を及ぼしていると認められるとき、又はそのおそれがあるときは開発行為を中止させ、その保全について期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(措置命令)

第15条 村長は、前条の勧告を受けたものが、当該勧告にかかわる措置をとらないときは、期限を定めて当該措置を行うべきことを命令することができる。

2 村長は、前項の命令をしようとするときは、審議会の意見を聴かななければならない。

(改善措置の届出及び有効保持)

第16条 第14条の規定による勧告又は前条の規定による命令を受けた者が、当該勧告又は命令にかかわる措置をとったときは、速やかに村長に届け出てその検査を受けなければならない。

2 前項の検査を受けた者は、当該検査にかかわる措置を有効に保持しなければならない。

(弁明の機会)

第17条 村長は、第15条の規定による措置命令をしようとするときは、当該命令を受ける者又はその代理人に対し、期限を定めて弁明の機会を与えなければならない。

(報告及び調査)

第18条 村長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して報告を求め、又は当該職員をして土地及び事業所に立ち入り、行為の状況、施設その他の物件等を調査させることができる。

2 前項の場合において職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(審議会の設置)

第19条 栄村における自然環境の保護と開発又は公害に関する重要な事項を審議するため、審議会を設置する。

(任務)

第20条 審議会は、次の各号に掲げる事項について、村長の諮問に応じて調査審議するものとする。

- (1) 自然環境保護のための重要施策に関する事項
- (2) 自然環境保護に必要な規制基準及び環境保全計画の設定、変更及び廃止に関する事項
- (3) その他自然環境保護に関し、村長が必要と認めた事項

(組織及び任期)

第21条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 議会の議員 3人以内
- (2) 学識経験者 3人以内
- (3) 一般住民の代表

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第22条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員が互選する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第23条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第24条 審議会に幹事若干人を置き、村職員のうちから村長が任命する。

2 幹事は、会長の命を受けて審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(補則)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

(罰則)

第26条 第15条の規定による措置命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条及び第16条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第18条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同条の規定による立ち入り検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。